## 利益相反管理方針

## 株式会社 東 北 銀 行

当行は、銀行法及び金融商品取引法等に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、次の事項を遵守いたします。

- 1. 当行は、当行及び株式会社東北ジェーシービーカード、とうぎん総合リース株式会社、 とうぎんリニューアブル・エナジー株式会社(以下、総称して「当行等」といいます。) がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2. 利益相反とは、当行等とお客さまの間、又は当行等のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。当行等は、次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引で、お客さまとの間に契約上又は信義則上の関係を有するものについて、利益相反管理の対象とします。
  - ①当行等のお客さまを相手方とする取引
  - ②当行等のお客さまの取引相手の側に立つ取引
  - ③当行等のお客さまの取引相手との間の、他のお客さまと競合する取引
  - ④当行等のお客さまから得た非公開情報の利用を通じ、自己の利益を図る取引
- 3. 当行等は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を 選択し、又はこれらを組み合わせることにより管理いたします。
  - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - ②対象取引又はお客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
  - ③対象取引又はお客さまとの取引を中止する方法
  - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、 お客さまに適切に開示する方法
- 4. 当行等は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。 また、これらの管理を適切に行うため、教育・研修等を実施し、周知徹底いたします。
- 5. 当行等は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について、定期的に検証し、必要に 応じて見直しを行います。